



福岡県医発第556号(地)
平成18年 6月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政省令の施行通知
ならびに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第
1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令、検疫法施行令の
一部を改正する政令及びインフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の
政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規
則の準用に関する省令が、下記の趣旨をもとに平成18年6月2日公布され、同月1
2日から施行される通知が厚生労働省よりなされた旨、福岡県保健福祉部を通じて連
絡があり、また、本政省令が施行されることに伴い、感染症の予防及び感染症の患者
に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準
等の一部改正についての通知が厚生労働省よりなされた旨、日本医師会ならびに福岡
県保健福祉部を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますととも
に、インフルエンザ(H5N1)の患者、擬似症患者、感染症死亡者の死体、感染症
死亡疑い者の死体を診察、検案した医師からは、別紙の届出基準に基づき、直ちに届
出がなされますよう、貴会会員等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、獣医師が届出を行う対象動物にインフルエンザ(H5N1)の鳥類が加えら
れておりますので、ご参考までに併せてお送りいたします。

記

一 制定及び改正の趣旨 一

世界各国において発生している鳥インフルエンザは、元来ヒトからヒトへの感染力
はないものであったが、今般、トリからヒトへ感染する事例が世界中に広がっており、
ヒトからヒトへ感染したと疑われる事例も複数報告されている。

また、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型
がH5N1であるものがヒトに感染しやすいものに変異してきているとの報告も
あり、世界保健機関は、平成18年2月、インフルエンザ(病原体がインフルエンザ
ウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるも
のに限る。以下「インフルエンザ(H5N1)」という。)の患者を含む鳥インフル
エンザの患者については、隔離をするように指針を出したところである。

こうしたことを踏まえ、インフルエンザ(H5N1)についてはヒトからヒトへ感
染することを前提として、法の指定感染症として政令指定し、現行の四類感染症の規
定に加え、二類感染症に準じた必要な規定を準用することにより、その発生及びまん
延の防止を図ることとした。



「公印省略」

18健第 1070号
平成18年6月 6日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令、検疫法施行令の一部を改正する政令及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の施行について（施行通知）

標記について、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令208号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第209号）及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成18年厚生労働省令第126号）が平成18年6月2日公布され、一部を除き同月12日から別添（写）のとおり施行されるのでお知らせします。

つきましては、貴会員に周知していただきますようお願いいたします。

健感発第0602003号
平成18年6月2日

各都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令、検疫法施行令の一部を改正する政令及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の施行について（施行通知）

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号。以下「指定政令」という。）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第209号。以下「改正政令」という。）及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成18年厚生労働省令第126号。以下「準用省令」という。）が平成18年6月2日公布され、一部を除き同月12日から施行される。指定政令、改正政令及び準用省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）を「法」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）を「令」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を「規則」と略称する。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 制定及び改正の趣旨

世界各国において発生している鳥インフルエンザは、元来ヒトからヒトへの感染力はないものであったが、今般、トリからヒトへ感染する事例が世界中に広がっており、ヒトからヒトへ感染したと疑われる事例も複数報告されている。また、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血

清亜型がH5N1であるものがヒトに感染しやすいものに変異してきているとの報告もあり、世界保健機関は、平成18年2月、インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。以下「インフルエンザ（H5N1）」という。）の患者を含む鳥インフルエンザの患者については、隔離をするように指針を出したところである。

こうしたことを踏まえ、インフルエンザ（H5N1）についてはヒトからヒトへ感染することを前提として、法の指定感染症として政令指定し、現行の四類感染症の規定に加え、二類感染症に準じた必要な規定を準用することにより、その発生及びまん延の防止を図ることとした。

第2 指定政令及び準用省令の概要

1 インフルエンザ（H5N1）の指定（指定政令第1条関係）

インフルエンザ（H5N1）を法第6条第7項の指定感染症として定めることとすること。

2 法の準用（指定政令第2条、準用省令関係）

(1) インフルエンザ（H5N1）については、次に掲げる法の規定を準用すること。

ア 疑似症患者への適用（法第8条第1項）

イ 医師及び獣医師の届出（法第12条、第13条）

ウ 情報の公表（法第16条）

エ 健康診断（法第17条）

オ 就業制限（法第18条）

カ 入院、移送、退院、感染症の診査に関する協議会、審査請求の特例（法第19条から第25条まで）

キ 死体の移動制限（法第30条、第34条、第35条（第4項を除く。）、第36条第1項及び第2項）

ク 医療（法第37条から第44条まで）

ケ 費用負担（法第58条（第5号から第9号までを除く。）、第61条）

コ 厚生労働大臣の指示（法第63条の2）

サ 保健所を設置する市又は特別区（法第64条第1項、第65条）

シ 権限の委任（法第65条の3）

ス 経過措置（法第66条）

(2) 準用する規定について、所要の読替えをすること。

ア 無症状病原体保有者の適用除外（法第12条第1項、法第18条）

イ 届出対象となる病原体を保有する動物及び感染症の特定（法第13条、第19条）

ウ 入院する医療機関の特定（法第19条、第20条）

エ 退院をさせる要件の特定（法第22条）

- (3) インフルエンザ（H5N1）は、令第1条に規定する高病原性鳥インフルエンザであることから、四類感染症に適用される次に掲げる規定の適用があること。

医師の届出（法第12条）、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（法第15条）、検疫所長との連携（法第15条の2）、情報の公表（法第16条）、感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）、ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）、物件に係る措置（法第29条）、必要な最小限度の措置（法第34条）、質問及び調査（法第35条）、書面による通知（法第36条）、輸入届出（法第56条の2）及びこれらの措置等に関する費用負担（法第9章）、雑則（法第10章）及び罰則（法第11章）の規定

なお、四類感染症及び指定感染症として適用及び準用される規定があること。

- (4) 法の規定が準用される場合は、それらの規定に基づく令及び規則の規定が準用されること。ただし、準用省令において準用される規定のうち、施行規則第11条第2項及び第3項については、所要の読替えをするものであること。

3 事務の区分（指定政令第3条関係）

指定政令第2条第1項において準用する法第12条、第13条、第16条から第23条まで、第25条、第30条、第35条（第4項を除く。）、第36条第1項及び第2項、第38条（第1項を除く。）並びに第64条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務については、第一号法定受託事務とすること。

第3 改正政令の概要

1 検疫感染症として指定

インフルエンザ（H5N1）を検疫法第2条第4号の政令で定める感染症（検疫感染症）に定めるものであること。その効果として、検疫法第13条及び第18条の2の適用があり、都道府県知事への通知について、検疫法第18条第3項の適用があり、併せて検疫法第26条の3の適用があること。

2 その他

- (1) 旭川空港を検疫飛行場に定めること。
- (2) 検疫所において行うインフルエンザ（H5N1）に関する病原体の有無の申請による検査の額を3,500円とすること。
- (3) 旭川空港について検疫所長の行う調査及び衛生措置の区域を定めること。

第4 施行期日等

- (1) 施行期日（指定政令附則第1条、改正政令附則）

平成18年6月12日。ただし、第3の2(1)及び(3)については、
同月8日

(2) 政令の失効(指定政令附則第2条)

指定政令は、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失うものであること。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用、都道府県の支弁する費用又は国の負担金については、その時以後も、なおその効力を有するものであること。

第5 留意事項

1 法令の遵守

指定政令は、インフルエンザ(H5N1)が現時点ではヒトからヒトへの感染の流行が始まる段階ではないが、これに備えて事前予防に万全を期す観点から、迅速なまん延防止対策をとれるよう法的な体制を整備するため政令において指定したものであることから、これが施行及び運用に当たっては、法その他の関係法令及び条例等の規定を遵守し、法、指定政令及び改正政令の趣旨から逸脱することのないよう留意すること。

2 個人情報の保護及び人権の尊重

1と同様の趣旨から、患者等の人権を制約する規定その他の施行及び運用に当たっては、個人情報の保護について関係法令及び条例等を遵守するとともに、人権の尊重については最大限配慮すること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔法 律〕

○簡素で効率的な政府を実現するための
の行政改革の推進に関する法律
(四七)

○一般社団法人及び一般財団法人に關
する法律 (四八)

○公益社団法人及び公益財団法人の認
定等に関する法律 (四九)

○一般社団法人及び一般財団法人に關
する法律及び公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する
法律 (五〇)

○競争の導入による公共サービスの改
革に関する法律 (五一)

〔政 令〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律施行令の一部を改正す
る政令 (二〇六)

○簡素で効率的な政府を実現するため
の行政改革の推進に関する法律第五
十三条第一項の法人並びに同法第五
十四条第一項の特殊法人及び認可法
人を定める政令 (二〇七)

二五

二三

二四 五

二五 二

○インフルエンザ (H5N1) を指定
感染症として定める等の政令
(二〇八)
○検疫法施行令の一部を改正する政令
(二〇九)
○予防接種法施行令の一部を改正する
政令の一部を改正する政令 (二一〇)

〔省 令〕

○インフルエンザ (H5N1) を指定
感染症として定める等の政令の施行
に伴う感染症の予防及び感染症の患
者に対する医療に関する法律施行規
則の運用に関する省令
(厚生労働二二六)

○検疫法施行規則の一部を改正する省
令 (同一二七)

○予防接種法施行規則及び予防接種実
施規則の一部を改正する省令
(同一二八)

二五 二五

本号で公布された
法令のあらまし

1 総則

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革
の推進に関する法律 (法律第四十七号) (内閣府所
属)

(一) この法律は、簡素で効率的な政府を実現す
るための行政改革について、その基本理念及
び重点分野並びに各重点分野における改革の
基本方針その他の重要事項を定めるとともに
に、行政改革推進本部を設置することにより、
これを総合的に推進することを目的とした。
(第一条関係)

(二) 簡素で効率的な政府を実現するための行政
改革は、政府及び地方公共団体の事務及び事
業の透明性の確保を図り、その必要性の有無
及び実施主体の在り方について事務及び事業
の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分
けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の
安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が
実施する必要性の減少した事務及び事業を民
間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること
並びに行政機構の整理及び合理化その他の措
置を講ずることにより行政に要する経費を抑
制して国民負担の上昇を抑えることを旨とし
て、行われなければならないこととした。(第
二条関係)

(三) 国及び地方公共団体は、第二條に定める重
点分野について、基本理念にのっとり、簡素
で効率的な政府を実現するための行政改革を
推進する職務を有することとした。(第三条関
係)

2 重点分野及び各重点分野における改革の基本
方針等

(一) 政策金融改革は、平成二〇年度において、
現行政策金融機関 (商工組合中央金庫、国民
生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業
金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発
金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀
行をいう。以下同じ。) の組織及び機能を再編
成し、その政策金融の機能を、新たに設立す
る一の政策金融機関に担わせることにより行
われることとした。ただし、国際協力銀行の
政府開発援助に係る機能は現行政策金融機関
の政策金融の機能から分離して独立行政法人
国際協力機構に担わせ、沖縄振興開発金融公
庫については、第一一條の規定によることと
した。(第四条第一三三関係)

また、政府は、平成一八年度において、独
立行政法人等の行う融資等業務の在り方につ
いて見直しを行うこととした。(第一四関係)

(二) 平成一八年度以降に初めて中期目標の期間
が終了する独立行政法人 (日本私立学校振
興・共済事業団を含む。) を所管する大臣は、
独立行政法人通則法第三五条第一項等の規定
による検討を行うときは、これらの独立行政
法人に対する国の支出の縮減を図る見地か
ら、その組織及び業務の在り方並びにこれに
影響を及ぼす国の施策の在り方について併せ
て検討を行い、その結果に基づき、必要な措
置を講ずることとした。また、平成一八年度
から平成二〇年度までの間に中期目標の期間
が終了する独立行政法人のうち融資等業務を
行うものを所管する大臣は、第一四条の規定
による融資等業務の見直しの結果に応じ、当
該独立行政法人の組織の在り方についても見
直しを行うこととした。(第一五条及び第一六
条関係)

(三) 官民競争入札の実施及び落札者等の決定
國の行政機關等の長等は、(一)の(3)の評價の基準に従つて、(二)の書類を評價し、官民競争入札等監理委員会の議を経た上で、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の面で最も有利な書類を提出又は作成した者を当

一六条、第一九条、第二三条、第二五条及び第二八条関係）

官民競争入札等監理委員会

9 國の行政機關等による競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会を置くものとする」とした。（第三七条関係）

◇インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（政令第三〇八号）（厚生労働省）

を改正する政令(政令第二〇号)(厚生労働省)
 1 平成一八年四月一日以前に予防接種法第三條
 第一項の規定により行われた麻疹又は風しん
 に係る予防接種を受けた者等に係る経過措置を
 見直すこととした。
 2 この政令は、公布の日から施行することとし
 た。

簡易で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二四七号

簡易で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令

内閣は、簡易で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五十三条第一項の政令で定める法人）

第一条 簡易で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

（法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人）

第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。

一 沖縄振興開発金融公庫、公共企業体金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、

同工組合中央金庫、地方振興金融公庫、中小企業金融公庫、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、農林漁業金融公庫及び放送大学

学園

二 銀行等保有株式取得機構、総合研究開発機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構及び

預金保険機構

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二四八号

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六

条第七項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（インフルエンザ（H5N1）の指定）

第一条 インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める。次条第一項（同項の表を除く）において「インフル

エンザ（H5N1）」という（を）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第七項の指定感染症として定める。

（法の適用）

第二条 インフルエンザ（H5N1）については、法第八條第一項、第十二條、第十三條、第十六條から第二十五條まで、第三十條、第三十四條、第三十五條（第四項を除く）、第三十六條第一項及び第二項、第三十七條から第四十四條まで、第五十八條（第五号から第九号までを除く）、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者	インフルエンザ（H5N1）に属する動物
第十三条第二項	当該感染症に	インフルエンザ（H5N1）に
第十三条第三項	前項の政令で定める動物	鳥類に属する動物
第十三条第四項	同項の政令で定める感染症	インフルエンザ（H5N1）
第十三条第五項	同項の規定	前項の規定
第十三条第六項	第一項の政令で定める動物	鳥類に属する動物
第十八条第一項	同項の政令で定める感染症	インフルエンザ（H5N1）
第十八条第二項	一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者	インフルエンザ（H5N1）の患者
第十八条第三項	患者及び無症状病原体保有者	患者
第十八条第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者
第十九条第一項及び第二項	一類感染症	インフルエンザ（H5N1）
第十九条第三項	特定感染症指定医療機関若しくは第一類感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
第十九条第四項	特定感染症指定医療機関又は第一類感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
第十九条第五項	特定感染症指定医療機関若しくは第一類感染症指定医療機関	感染症指定医療機関

第二十二條第一項及 第二項	一類感染症の病原体を保有して いないこと	インフルエンザ（H5N1）の病原体 を保有していないこと又は当該感染症 の症状が消失したこと
第二十二條第四項	一類感染症の病原体を保有して いるかどうか	インフルエンザ（H5N1）の病原体 を保有しているかどうか、又は当該感 染症の症状が消失したかどうか

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

（事務の区分）

第三條 前条第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十六条から第二十三条まで、第二十五條、第三十條、第三十五條（第四項を除く）、第三十六條第一項及び第二項、第三十八條（第一項を除く）、並びに第六十四條第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

第一條 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この政令の失効）

第二條 この政令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までには第二條第一項において準用する法第五十八條（第五号から第九号までを除く。）の規定により支弁する費用又は同項において準用する法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成十八年政令第二百八号）	第二條第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十六条から第二十三条まで、第二十五條、第三十條、第三十五條（第四項を除く）、第三十六條第一項及び第二項、第三十八條（第一項を除く）、並びに第六十四條第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
---	---

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第二條第四号、第三條、第二十六條第一項及び第二十七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「感染症は」の下に、「インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別表第二において「インフルエンザ（H5N1）」という。）を加える。

別表第一港又は飛行場の名称の欄中「新千歳空港」を「新千歳空港 旭川空港」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

一件につき 二、四〇〇円	を	当然	一件につき 二、四〇〇円
一件につき 二、四〇〇円	を	インフルエンザ（H5N1）	一件につき 三、五〇〇円
			に改め

別表第三新千歳空港の項の次に次のように加える。

旭川空港	旭川空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域
------	--

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の改正規定は、平成十八年六月八日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二條を削り、附則第一條中見出し及び条名を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

省 令

○厚生労働省令第百二十六号

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成十八年政令第百八号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の運用に関する省令を次のように定める。

平成十八年六月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の運用に関する省令

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令第二条第一項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づき厚生労働省令の規定を準用するものとする。この場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十一条第二号中「ジフテリア」とあるのは「インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項第一号において「インフルエンザ（H5N1）」という）、ジフテリア」と、同条第三項第一号中「重症急性呼吸器症候群」とあるのは「インフルエンザ（H5N1）及び重症急性呼吸器症候群」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

(この省令の失効)

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第百二十七号

検疫法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百九号）の施行に伴い、並びに検疫法（昭和二十六年法律第二十一号）第十八条第一項及び第四十一條の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間

様式第一号「黄熱」の「黄熱」を「黄熱、インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）」及び「Yellow fever」を「Yellow fever, Influenza A (H5N1)」とする。

附 則

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十八号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

予防接種法施行規則及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「及び風しん」を「又は風しん」に改める。

様式第三を次のように改める。

表1第11（新訂）

No.	氏名	住所	氏名	年 月 日 生
	風しん			
予防接種を行った年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		都道府県	市町村長氏名	印

備考 不問の文字は、括弧して用いること。

（予防接種法施行規則の一部改正）

第二条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「の第一期」を「について同時に進行第一期」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

麻しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十四条中「の第二期」を「について同時に進行第二期」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

麻しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



(地Ⅲ 3 5)

平成18年6月2日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等につきましては、平成18年3月23日付（地Ⅲ 2 4 9）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長に対し通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令が6月2日公布され、6月12日に施行、同日より適用されることから、インフルエンザ（H5N1）の患者、疑似症患者、感染症死亡者の死体、感染症死亡疑い者の死体を診察、検案した医師は、届出基準に基づき、直ちに届出を行うことを求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、会員に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、併せて、獣医師が届出を行う対象動物にインフルエンザ（H5N1）の鳥類が加えられておりますので、参考までにお送りいたします。



健感発第 0531006 号

平成 18 年 5 月 31 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等の一部改正について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部（局）長あて通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方よろしくお願いいたします。



「公印省略」

18健第 1059号

平成18年6月 6日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

(健康対策課結核感染症係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条
第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準の一部改正について

標記について、インフルエンザ(H5N1)が指定感染症として政令指定されることに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等(平成18年3月8日健感発第0308001号)」の一部が別添(写)のとおり改正されましたので通知します。

つきましては、貴会員に周知していただきますようお願いいたします。

健感発第 0531006 号

平成 18 年 5 月 31 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等の一部改正について

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成 18 年政令第 208 号）が平成 18 年 6 月 2 日公布され、同月 12 日に施行されることに伴い「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号）の一部を下記のとおり改正し、同日から適用する。

記

別紙中「第 12 条第 4 項」を「第 12 条第 1 項」に改め、同別紙に次のように加える。

第七 指定感染症

1 インフルエンザ（H5N1）

（1）定義

A/H5N1 型インフルエンザウイルスのヒトへの感染症である。

（2）臨床的特徴

潜伏期間は概ね 2～8 日である。症例の初期症状の多くが、高熱と急性呼吸器症状を主とするインフルエンザ様疾患の症状を呈する。下気道症状は早期に発現し、呼吸窮迫、頻呼吸、呼吸時の異常音がよく認められ、臨床的に明らかな肺炎が多く見られる。

呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急性窮迫性呼吸症候群（ARDS）の臨床症状を呈する。

死亡例は発症から平均 9 ～ 10 日（範囲 6 ～ 30 日）目に発生し、進行性の呼吸不全による死亡が多く見られる。

（３）届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、（２）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、インフルエンザ（H5N1）と診断した場合には、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）第2条において準用する法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

イ 疑似症患者

医師は、（２）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5亜型が検出された場合には、疑似症患者としてインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令第2条において準用する法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、インフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法

により、インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）により死亡したと判断した場合には、インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）を指定感染症として定める等の政令第２条において準用する法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のＰＣＲ法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

エ 感染症死亡疑いの死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）により死亡したと疑われる場合には、インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）を指定感染症として定める等の政令第２条において準用する法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

（４）注意事項

インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）については、第５ 四類感染症 １０高病原性鳥インフルエンザの基準に従い、法第１２条第１項の規定による届出を行わなければならない。この場合においては、法第１２条第１項の規定による届出とインフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）を指定感染症として定める等の政令第２条において準用する法第１２条第１項の規定による届出とを併せて、別記様式５７の２により行うものとする。

別記様式１から別記様式５７までの様式中「自書」を「署名」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

高病原性鳥インフルエンザ発生届

及び

インフルエンザ（H5N1）発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）（インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令第2条において準用する場合を含む。）の規定により、高病原性鳥インフルエンザ発生届とインフルエンザ（H5N1）発生届を併せて以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類					
・患者（確定例） ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳（ か月）		
7 当該者住所					
電話（ ） —					
8 当該者所在地					
電話（ ） —					
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入）				
	電話（ ） —				

11 症状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・その他（ ） ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域
	12 診断方法	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 3 鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）からの感染（鳥の種類・状況： ） 4 その他（ ） ②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ）
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検案（※））年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日（*）	平成 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	平成 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。)

（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

ンザ（H5N1）という。を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、法

(法の準用)					
	第十二条第一項第二号	一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると思われる者	インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウィルスであつてその血清型がH5N1であるものに限り、以下「インフルエンザ(H5N1)」という。)の患者		
	第十三条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物	鳥類に属する動物	インフルエンザ(H5N1)に	
	第十三条第二項	前項の政令で定める動物	鳥類に属する動物	インフルエンザ(H5N1)に	
	第十三条第五項	同項の政令で定める感染症	鳥類に属する動物	インフルエンザ(H5N1)に	
	第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者	インフルエンザ(H5N1)の患者		
	第十八条第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者		
	第十八条第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者		
	第十九条第一項及び第二十條第一項	一類感染症 特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	インフルエンザ(H5N1) 感染症指定医療機関		
	第十九条第二項及び第二十條第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関 は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関 感染症指定医療機関		

第二十二條第一項及び第二項	一類感染症の病原体を保有していないこと	インフルエンザ(H5N1)の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと
第二十二條第四項	一類感染症の病原体を保有しているかどうか	インフルエンザ(H5N1)の病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうか

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

(事務の区分)

第三條 前条第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十六条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十五条(第四項を除く)、第三十六条第一項及び第二項、第三十八条(第一項を除く)並びに第六十四条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(この政令の失効)

第二条 この政令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までには第二条第一項において準用する法第五十八条(第五号から第九号までを除く)の規定により支弁する費用又は同項において準用する法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令(平成十八年政令第二百八号)	第二条第一項において準用する法第十二条、第十三条、第十六条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十五条(第四項を除く)、第三十六条第一項及び第二項、第三十八条(第一項を除く)並びに第六十四条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
---	--

総務大臣 竹中 平蔵
厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第二条第四号、第三条、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。
第一条中「感染症は」の下に、「インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別表第二において「インフルエンザ(H5N1)」という。)を加える。

別表第一港又は飛行場の名称の欄中「新千歳空港」を「新千歳空港 旭川空港」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中「黄熱」

一件につき 二、四〇〇円	を	黄熱	一件につき 二、四〇〇円	に改め
		インフルエンザ(H5N1)	一件につき 三、五〇〇円	

別表第三新千歳空港の項の次に次のように加える。

旭川空港	旭川空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域
------	--

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の改正規定は、平成十八年六月八日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則 第二条を削り、附則第一条中見出し及び条名を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

省 令

○厚生労働省令第百二十六号

インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令(平成十八年政令第二百八号)の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の規定に基づき、インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の運用に関する省令を次のように定める。

平成十八年六月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の運用に関する省令

インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令第二条第一項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく厚生労働省令の規定を準用するものとする。この場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第十一条第二項第二号中「ジフテリア」とあるのは「インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項第一号において「インフルエンザ(H5N1)」という)、ジフテリア」と、同条第三項第一号中「重症急性呼吸器症候群」とあるのは「インフルエンザ(H5N1)及び重症急性呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

(この省令の失効)

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第百二十七号

検疫法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百九号)の施行に伴い、並びに検疫法(昭和二十六年法律第百一十一号)第十八条第一項及び第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間

様式第一中「黄熱」を「黄熱、インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。)」に「Yellow fever」を「Yellow fever, Influenza A (H5N1)」に改める。

附 則

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○厚生労働省令第百二十八号

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月二日

厚生労働大臣 川崎 二郎

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

(予防接種法施行規則の一部改正)

第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「及び風しん」を「又は風しん」に改める。

様式第三を次のように改める。

No.

麻しん

予防接種法施行規則(第 期)

風しん

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日

年 月 日

年 月 日

都道府県 市町村氏名

印

麻しん、風しんの予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(予防接種実施規則の一部改正)

第二条 予防接種実施規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「の第一期」を「について同時に第一二期」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

麻しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十四条中「の第二期」を「について同時に第一二期」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

麻しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

発行所 千一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本二九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本三九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本四九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本五九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本六九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本七九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本八九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九一 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九二 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九三 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九四 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九五 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九六 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九七 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九八 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本九九 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)
本一〇〇 一カ月 一五九六円(本体一、五〇〇円)



健感発第 0531004 号

平成18年5月31日

社団法人 日本医師会 感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について」の一部改正について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管
部（局）長あて通知したので、御了知の上、関係機関への周知に関し特段の御配慮願
います。



健感発第 0531004 号

平成 18 年 5 月 31 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について」の一部改正について

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）が平成18年6月2日公布され、同月12日に施行されることに伴い「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成16年9月22日健感発第0922001号）」の一部を下記のとおり改正し、同日から適用する。

記

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成16年9月22日健感発第0922001号）」の1（2）中「13条第1項」の次に「（同条第5項において準用する場合を含む。）（インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）第2条において準用する場合を含む。）」に改める。

別紙1を次のように改める。

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）（インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 _____ 印

（署名又は記名押印）

診療に従事する施設の名称 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話（ _____ ）

（施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載）

1	動物（死体）の所有者の氏名
2	動物（死体）の所有者の住所 電話（ _____ ）
3	動物（死体）の所在地
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

5	感染症の名称及び動物の種類 （該当する番号を囲むこと）	① エボラ出血熱のサル （サルの種類） _____)
		② マールブルグ病のサル （サルの種類） _____)
6	診断方法	③ ベストのプレーリードッグ （プレーリードッグの種類） _____)
		④ 重症急性呼吸器症候群の （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと
7	獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項	⑤ 細菌性赤痢のサル （サルの種類） _____)
		⑥ ウエストナイル熱の鳥類 （鳥の種類） _____)
8	動物の症状及び転帰	⑦ エキノコックス症の犬 （犬の種類） _____)
		⑧ インフルエンザ（H5N1）の鳥類 （鳥の種類） _____)
9	初診年月日 平成 年 月 日	① 病原体検査（検体 _____) （方法 _____) （型 _____)
		② 血清学的検査（検体 _____) （方法 _____) （型 _____)
10	診断（検案※）年月日 平成 年 月 日	③ その他（ _____) （該当するものを全てを記載すること）
11	死亡年月日（※） 平成 年 月 日	① あり（ _____) （群の感染の場合その規模； _____)
		② ない
12	推定される感染時期・感染原因 ・推定される感染時期 ① 平成 年 月 ② 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 ① { _____ } ② 注意義務をもっても特定できず ③ 実験感染	13 同様の症状を有する他の動物（死体）の有無
		14 人と当該感染動物との接触の状況 ① あり（ _____) ② ない

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合においてはその者、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

5、6、12から14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄は年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検案した場合のみ記入すること。